



あいわ通信

あいわ総合司法書士事務所

～事務所からのお知らせや知って得する法律情報をお届けします～

ごあいさつ

こんにちは、司法書士の椎名尚文です。今月もあいわ通信をお届けいたします。

弊事務所では、小さな事件でもお客様の立場に立って、事件解決に向けて誠実に対応しております。もし、お悩みごとなどございましたら、お気軽に弊事務所までご相談ください。今後とも、よろしくお願ひいたします。



司法書士と裁判業務（その1）



こんにちは、高井です。先日、商業登記のご相談をいただいた方から、「司法書士には、どのような仕事を頼むことができるの？」と質問を受けました。実は、このような質問を受ける機会は多いです。そこで、今月号では、司法書士の業務をご紹介させていただくとともに、その中の裁判業務についてご紹介したいと思います。

司法書士の業務の内容は、司法書士法第3条や司法書士法施行規則第31条に規定されており、以下の業務を行うことができます。

1. 登記又は供託手続の代理
2. 法務局に提出する書類の作成
3. 法務局長に対する登記、供託の審査請求手続の代理
4. 裁判所または検察庁に提出する書類の作成、法務局に対する筆界特定手続書類の作成
5. 上記1～4に関する相談
6. 法務大臣の認定を受けた司法書士については、簡易裁判所における訴額140万円以下の訴訟、民事調停、仲裁事件、裁判外和解等の代理及びこれらに関する相談
7. 家庭裁判所から選任される成年後見人、不在者財産管理人などの業務

当事務所では、上記1～7の業務をすべて対応しており、今月号では、上記4の裁判所提出書類の作成について、ご紹介いたします。

司法書士は、家庭裁判所、簡易裁判所、地方裁判所などに提出する訴状や申立書、準備書面といったあらゆる書類を作成することができます。

依頼者の中には、弁護士に頼まずに自分で裁判を行いたいという方もいらっしゃいます。事実関係に争いがあれば、証拠に基づいてその事実を立証する必要があり、弁護士に依頼をしなければ裁判を進行するのが難しい場合もありますが、契約書等があり、事実関係に争いが起こらない場合は、依頼者がご自身で裁判を進めるのも可能なケースが多いです。このような場合、司法書士は本人訴訟支援というかたちで、裁判所に提出する訴状や準備書面を代わりに作成するという業務を行います。

裁判で自分の権利を認めてもらいたい場合（例えば「貸した100万円を返せ」など）、その権利を認めてもらうためには、要件事実と呼ばれる自分の権利を認めてもらうために必要な事実を主張立証する必要があります。裁判での要件事実の主張立証は、基本的には訴状や準備書面などの書面を裁判所に提出することで行います。司法書士は、訴状などの必要書類を作成し、必要に応じて裁判にも同行するなどして本人を支援しております。

< 表面からの続き >

- 家庭裁判所に提出する書類については、
- ・相続放棄申述書
 - ・後見開始申立書などの成年後見に関する書類
 - ・自筆証書遺言の検認に関する書類
 - ・遺産分割調停に関する書類
 - ・特別代理人の選任に関する書類
 - ・不在者財産管理人に関する書類
 - ・相続財産管理人の選任に関する書類

など様々な書類を代わりに作成しております。当事務所では、この中で書類作成の依頼を受けることが多いのは相続放棄申述書に関するものです。

相続放棄は、相続開始があったことを知ったときから3か月以内に家庭裁判所に必要な書類を提出する必要があります。そのため、相続放棄は速やかに、正確に行う必要があります。

相続放棄の相談の中には、被相続人（亡くなつた方）と長年交流がなく遠方に住んでいるケースだと、被相続人の死亡の事実を金融機関や役所からの督促状が届いて始めて知るということがあります。このような場合、被相続人が亡くなつてから3か月以上が経過していることが多いですが、相続放棄は亡くなつたことを知ってから3か月以内であれば受理されます。したがって、「被相続人の死亡を役所からの未払いの固定資産税の督促状が届いて始めて知った」と裁判所に説明することで相続放棄は受理されます。

上記のように、原則として、自己のために相続が発生したことを知ってから3か月以上が経過すれば相続放棄はできませんが、例外的に認められるケースがあります。それは、被相続人に相続財産が全くないと信じたために3か月以内に相続放棄をしなかつたケースで、そのように信じたことについて正当な理由があるときは3か月以上が経過しても相続放棄が認められる場合が例外的にあります。したがって、3か月経過後の相続放棄について相談を受けることもございます。

そして、当事務所で裁判所提出書類の作成業務で相談が多いのは自己破産の申立書ですが、紙面が足りないので来月号でご紹介させて頂きます。

司法書士倫理について

司法書士には様々な経験を持った方や個性のある方もいますが（当事務所の所長もゲームセンターやそば屋さんをやっておりました）、その思想や信条にかかわらず、司法書士でなければ守らなければならない基本姿勢を定めた「司法書士倫理」というものがあります。

令和2年に司法書士法が改正されたことを受けて、司法書士倫理が、その名称を「司法書士行為規範」と定めて改正されました（施行は令和5年4月1日からです）。

司法書士行為規範の前文では「司法書士の使命は、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与することにある。その使命を自覚し、自らの行動を規律する規範を明らかにするため、司法書士行為規範を制定する。我々は、これを実践し、社会の信頼と期待に応えることをここに宣言する。」とあり、全部で102条の条文があり、司法書士の使命や責任、司法書士が守るべきこと、依頼を受けることができない場合などが定められています。

今回の改正では、これまでに規定のなかった財産管理業務や民事信託に関する定めも追加され、各条項も司法書士の業務の指針となるように具体的に定められました。私も業務を行う上で、この事件は受任して良いのだろうか、秘密保持義務の関係で問題にならないのだろうかなど悩んだ場合は倫理や倫理の事例集に立ち返って確認しております。また、ご相談の中には依頼をお断りすることや、事件を処理する上の確認や説明が、なんでここまで細かく行うのかと面倒に感じられる方もいらっしゃるかもしれません、これも倫理や会則等に基づいて判断し、対応しているためです。

司法書士倫理についてご紹介することは、ほとんどありませんが、今月号では、倫理が改正されたこともあって、ご紹介させていただきました。

ニュースレターをお読み頂きありがとうございます。ご意見・ご感想がありましたら、なんなりとお寄せください。（担当：司法書士 高井和馬）



あいわ総合司法書士事務所



〒001-0032

札幌市北区北32条西4丁目1番7号コウメイビル2階

TEL : 011-738-1101 Fax : 011-738-1107

URL : <http://www.aiwas.jp/>
e-mail : info@aiwas.jp

